

地域子ども・子育て 支援事業の目標値

①利用者支援事業

保育園、幼稚園、認定こども園や放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業の中から、子どもや保護者が適切にサービスを選択し、円滑に利用できるよう、利用者からの相談に応じて、情報提供及び関係機関との連絡調整を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(か所)	2	2	2	2	2
確保方策(か所)	2	2	2	2	2

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、事業や施設の利用に関する問い合わせは、子育て支援センター及び子育て支援課とします。ニーズ調査の結果では、子育てに関する相談窓口がどこかわからないという回答が多くあったため、今後は、PR活動をし、利用者支援事業として展開していきます。

②地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センターにおいて、親子の居場所の確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習などを行います。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(年間延べ人数)		10,000	9,550	9,120	8,710	8,318
確保方策	(年間延べ人数)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	(か所)	1	1	1	1	1

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、年間延べ10,000人の利用は、川島町子育て支援総合センター「かわみんハウス」で対応します。

③妊婦健康診査

妊婦に対して、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券を交付し、妊婦健康診査費用の一部を助成します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(年間実人数)	78	73	71	67	65
確保方策(年間実人数)	78	73	71	67	65

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、現在実施している妊婦健康診査事業で、対象者すべてへの対応が可能です。

④乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)

生後4ヶ月までの乳児がいる家庭に、保健師や助産師が訪問し、乳児に関することなど、母親の相談に応じたり、母子保健サービスの情報提供などを行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(年間実人数)	78	73	71	67	65
確保方策(年間実人数)	78	73	71	67	65

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、現在実施している乳児家庭全戸訪問事業で、対象者すべてへの対応が可能です。

⑤養育支援訪問事業

子育てについて不安や孤立感などを抱えている家庭や、虐待の恐れのある家庭など、養育支援が必要な家庭を保健師や保育士、家庭児童相談員などが訪問し、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間実人数）	10	10	10	10	10
確保方策（年間実人数）	10	10	10	10	10

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、現在実施している母子保健事業で対応します。

今後は、療育としての事業も実施できるよう、川島町子ども・子育て会議において、実態などを把握しながら、検討します。

⑤-2子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童などの支援に資する事業）

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（代表者会議）	1	1	1	1	1
確保方策（代表者会議）	1	1	1	1	1

【確保方策の具体的内容】

児童相談所をはじめとして、医療機関、警察等との連携、協力体制の強化を図ります。庁内においては、子育て支援課をはじめ関係各課が情報共有、連携を強化するとともに、支援を充実していきます。

なお、代表者会議を年1回、実務者会議を年3回、また、ケースごとに随時会議を開催していきます。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイ事業は、保護者が疾病・疲労など、身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイ事業は、就労などの理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、養育が困難となった場合やその他緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において保護し、生活指導や食事などの提供を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間延べ人数）	0	0	0	0	0
確保方策（年間延べ人数）	0	0	0	0	0

【確保方策の具体的内容】

年間の利用見込みがないため、町内整備については、今後の利用希望により検討します。



⑦ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

児童の送迎支援や預かり等を受けることを希望する親（依頼会員）と、支援を行うことを希望するサポーター（提供会員）との、相互援助活動の連絡・調整を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間延べ人数）	160	160	160	160	160
確保方策（年間延べ人数）	160	160	160	160	160

【確保方策の具体的内容】

現在の提供会員で、対応可能です。今後、さらに提供・依頼会員を増やすため、事業のPR活動をしていきます。

⑧一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を、主として昼間において、保育園などの児童関係施設で、一時的に預かります。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （年間延べ 人数）	幼稚園在園児	7,000	6,685	6,384	6,097	5,823
	それ以外※	1,000	955	912	871	832
確保方策（年間延べ人数）		8,000	8,000	8,000	8,000	8,000

※幼稚園在園児を除いた0～5歳以下の乳幼児。

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、各幼稚園は、在園児の利用のため、対応可能です。また、町立さくら保育園内で実施している一時保育事業についても、現在、定員に余裕があることから対応可能です。

⑨時間外保育事業（延長保育事業）

就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育園での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間実人数）	47	43	41	40	38
確保方策（年間実人数）	47	43	41	40	38

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、保育園在園児の利用のため、対応可能です。

⑩病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業）

児童が急な発熱等の急な病気となった場合、病院や保育園等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育及び、保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間延べ人数）	43	41	39	38	37
確保方策（年間延べ人数）	200	200	200	200	200

【確保方策の具体的内容】

近平成26年度より実施している緊急サポート事業で対応します。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び地域子供教室の整備（小学生）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

地域子ども教室は、心豊かでたくましい子どもを地域で育てることや、安心して活動できる子どもの居場所づくりを目的として実施している事業で、各地域のコーディネーターを中心に多くのボランティアの協力により、各地域の特性を生かした教室を開いています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間実人数）	180	180	180	180	180
確保方策（年間実人数）	220	220	220	220	220

【確保方策の具体的内容】

《放課後児童クラブ》放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、すべての利用者に対応できるように、引き続き事業を実施します。なお、各放課後児童クラブの施設の整備等を実施し、利用希望に対応できる体制を整えます。また、現在国が進めている女性が活躍できる社会の実現に向けた政策なども考慮し、すべてのクラブが19時まで開所できるように引き続き支援を行います。

《地域子ども教室》

- ①定期的にコーディネーター会議や教室毎のボランティア会議、スタッフ研修等を開催し、スタッフの育成に努めます。
- ②「地域子ども教室ボランティア養成研修会」を開催し、地域コーディネーターやボランティア等の必要な人材の確保及び地域での事業の周知に努めます。
- ③各学校に地域子ども教室の窓口になっていただき、参加募集について協力を得るよう努めます。また、校内に広報誌等を配付するなど、積極的にPR活動を実施します。

計画の推進体制と 進捗管理

● 取り組みの方針と推進体制

この計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの住民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

● 推進体制、進捗管理と点検・評価

本計画の実効性担保のため、計画推進の中心となる「川島町子ども・子育て会議」において、毎年度の計画推進状況を把握・点検するとともに、計画の主人公である「子どもたちの声」や「子育て家庭の声」を中心に、多くの住民の声が生かせるよう広報やホームページなどを活用した意見の収集に努め、本計画の評価、改善を継続的に進めます。

第2期 かわじま子育て応援プラン【概要版】

令和2年3月

発行 川島町
編集 川島町子育て支援課
住所 〒350-0192 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
TEL 049-297-1811（代表） 049-299-1765（直通）
URL <http://www.town.kawajima.saitama.jp>